

○農林水産関係の公共工事に係る速やかな繰越手続の徹底について

平成 31 年 2 月 8 日 30 農振第 2878 号

農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官から各都道府県知事あて

このことについては、総務省及び国土交通省が「速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について」(別紙:平成 31 年 2 月 8 日付け総行行第 27 号・国土入企第 46 号)により地方公共団体に対し要請したところです。

貴職におかれては、前記通知の趣旨を十分に踏まえ、農林水産関係の公共工事に係る速やかな繰越手続の徹底について、下記のとおり適切な対応をお願いするとともに、管内の市町村長へ通知し、繰越制度の適切な活用の周知をお願いします。

記

1 速やかな繰越手続の実施

計画又は設計に関する諸条件、気象や用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難、不調・不落の発生、補助金交付決定時期の遅れ、自然災害の発生など、やむを得ない事由により当初想定していた内容を変更する必要性が生じたことに伴い、契約締結時期や工期の見直しを行った結果、年度内のみでは適正な工期を確保することができないと見込まれる場合には、速やかに繰越手続を実施して適正な工期を確保すること。

2 市町村が事業主体の事業に係る繰越手続

市町村が事業主体の事業に係る繰越手続については、都道府県が取りまとめて財務局に対する事務処理を行っていることから、都道府県は市町村とあらかじめ十分に連絡調整を図りながら、当該手続が円滑に進められるよう適切な対応に留意すること。